



東久留米市
HIGASHIKURUME CITY

Press Release No.23

東久留米市 企画経営室 秘書広報課（計：2枚）

令和8年9月25日

報道機関 各位

「行政キオスク端末」の本庁舎内設置について

～10月1日より市民課窓口の混雑緩和と待ち時間短縮に向け稼働開始～

東久留米市では、市民課窓口の混雑緩和と待ち時間短縮を目的として、10月1日（木）より本庁舎市民課フロア内に、コンビニエンスストア等に設置されているものと同様の「行政キオスク端末（証明書発行専用）」を設置・稼働します。

端末の設置とあわせて以下の取り組みを実施し、操作への不安解消と利便性向上を図ることで、将来的なコンビニ交付の利用促進へつなげます。

【主な取り組みポイント】

①安心の操作案内（フロアスタッフによるサポート）

端末の利用方法や操作手順に不安がある方にもスムーズにご利用いただけるよう、フロアスタッフがていねいに操作方法をご案内します。端末の操作を体験いただくことで、次回以降はお近くのコンビニエンスストア等でも安心して証明書を取得いただけます。

②窓口よりもお得な手数料（100円減額措置）

庁舎内の端末はコンビニ交付と同じ仕組みを採用しているため、窓口で申請・取得するよりも各種証明書を100円安く取得いただけます。（※令和9年3月31日までの減額措置）

東久留米市は、本庁舎内での体験を通じて端末の利便性を実感していただくことで、身近なコンビニ等での証明書取得の定着と、さらなる市民サービスの向上に取り組んでまいります。

1. 導入日

令和8年10月1日（木）

2. 利用可能時間

市役所開庁日の午前8時30分から午後5時まで

※サーバメンテナンス等の保守作業を行う日は利用できない場合があります。

3. 取得可能な証明書

「住民票の写し（マイナンバー入りも取得可能）」、「印鑑登録証明書」、「戸籍全部（個人）事項証明書」、「課税証明書」

※東久留米市に住民票登録のある方が利用できます。

※「印鑑登録証明書」は、事前に印鑑登録をしている方に限り取得できます。

※「戸籍全部（個人）事項証明書」については、東久留米市に住民登録があり、かつ、本籍が東久留米市にある方に限り取得できます。

4. 取得方法

「利用者証明用電子証明書」が搭載されたマイナンバーカードを使用し、端末の画面案内に従って、希望する証明書の種類や部数などを選択し、手数料を支払うことで取得できます。

■問い合わせ先

市民課長・浅海（あさうみ）

電話 042・470・7722

東久留米市企画経営室秘書広報課 後 藤
Tel 042-470-7712 Fax 042-470-7804
E-mail : hishokoho@city.higashikurume.lg.jp

